

# 景観法に基づく行為の届出の手引き

山形県県土整備部県土利用政策課  
平成26年4月



## 3 工作物編

## (1) 提出書類

景観計画区域内における行為の届出書（山形県景観規則様式第1号）又は  
 景観計画区域内における行為の変更届出書（山形県景観規則様式第2号）及び  
 下記に示す添付図書

<添付図書>

行為の種類	図 書		
	種類	図書に記載する内容	備 考
工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート (景観法施行規則 第1条第2項第3号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	白地地域等区域における工作物 においては主対象の眺望面と当 該工作物の高さの関係を示した 図書
	付近見取図 (景観法施行規則 第1条第2項第1号イ)	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置 6 自然や歴史的、文化的遺産等、地域の良好な景観資源 (社寺仏閣、棚田等)の位置	工作物の敷地の位置及び当該敷 地の周辺の状況を表示する図面 縮尺 2,500分の1以上 (※)
	配置図 (景観法施行規則 第1条第2項第1号ハ)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作 物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7 外構施設の位置、材料及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向 9 白地地域等区域における建築物及び工作物は眺望でき る主対象名称とその眺望方向及び視点	当該敷地内における工作物の位 置を表示する図面 縮尺 100分の1以上 (※)
	立面図 (着色) (景観法施行規則 第1条第2項第1号ニ)	1 縮尺 2 各面の方位及び寸法 3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4 屋根、壁面等の仕上げ (素材及び色彩 (PCCS記号 (例: 8:Y-9.0-3S) 又はマンセル記号 (例: 5Y 9.0/3.0) による表示及び色名を表示))	工作物の彩色が施された各面の 立面図 縮尺 50分の1以上 (※)
	現況写真 (景観法施行規則 第1条第2項第1号ロ)	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかる ように撮ったものに、行為の場所を示すこと) ※眺望景観の保全の検討が必要な場合 視点から当該行為地及び主対象を写した写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の 状況を示す写真 (カラー写真。プリンタによる 印刷物でも可)
	委任状	届出者以外の者へ委任する場合、添付してください。	参考様式参照

※ 行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

(2) 届出書類記入例

様式第1号

景観計画区域内における行為の届出書

平成〇〇年△△月□□日

山形県知事 殿

届出者 住 所 〇〇市△△町〇丁目△-□

氏 名 〇〇 △△ ㊟

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

署名した場合は、押印は省略できます。

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所	〇〇市△△町〇丁目△-□		
行為着手 予 定 日	平成〇〇年△△月□□日 <b>受付日から30日以降の月日としてください。根切り工事その他の基礎工事は除きます根切り工事</b>		
行為完了 予 定 日	平成〇〇年△△月□□日		
行為の種類  <b>該当する 行為を○で 囲んで ください</b>	1 建築物	用 途 ( ) イ 新築 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 ホ 外観を変更する修繕 ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更	
	2 工作物	種 類 ( 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ) <b>具体的な用途を記入してください</b> イ 新設 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 <b>ホ 外観を変更する修繕</b> ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更	
	3 開発行為		
	4 土地の形質の変更	イ 土地の開墾 ロ 土砂の採取 ハ 鉱物の掘採 ニ その他 ( )	
	5 屋外における物件 の堆積	イ 土石 ロ 廃棄物 ハ 再生資源 ニ その他 ( )	
届出内容に 係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号	<b>届出者以外の者へ委任する場合は記入してください FAX番号も記入してください</b>	
備 考	<b>法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可を必要とするときはその旨を記入してください</b>		
※ 受付日	年 月 日 <b>記入しないでください</b>	※ 受付番号	<b>記入しないでください</b>

行為の設計又は施行方法	建築物	1 建築	区分	届出部分	既存部分	
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			高さ	m	m	
			外観の模様替え等の面積	m <sup>2</sup>		
		構造	造 階建			
		色彩	区分	ベースカラー (基調色)	アソートカラー (従属色)	アクセントカラー (強調色)
			正面			
			側面			
			背面			
	2 工作物	2 工作物	区分	届出部分	既存部分	
			建築面積	○○○○. ○○ m <sup>2</sup>	△△△△. △△ m <sup>2</sup>	
			高さ	○○. ○( △△. △ )m	△△. △( □□. □ )m	
			外観の模様替え等の面積	○○○. ○○ m <sup>2</sup>		
			構造(形態及び意匠を含む。)	○○ 造		
		色彩	区分	ベースカラー (基調色)	アソートカラー (従属色)	アクセントカラー (強調色)
			正面	各面(4面)ごとに記入してください。		
			側面	日本色研配色体系(PCCS)のトーン及び色相並びに各壁面に占める割合(%) (小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位記入)を記入してください 記載例 (p8 75.2%)(Gy6.5 80.7%) トーン及び色相で表現できない場合は、 PCCS 記号(例 8:Y-9.0-3S)又はマンセル記号(例 5Y 9.0/3.0)を記入してください。 また、記号の他、色名も記入してください。		
			背面			
		3 開発行為	面積	のり 法面又は擁壁の 高さ及び長さ	変更後の土地の形状及び緑化の方法	
	m <sup>2</sup>		高さ m 長さ m			
	変更後の法面の外観					
	4 土地の 形質の変更	面積	のり 法面又は擁壁の 高さ及び長さ	跡地の 形状	跡地の緑化の方法	
		m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m			
遮へいの方法						

建築物と一体となって設置される工作物は( )内に地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

5 屋外に おける物件  たい の堆積	種 類	高 さ	面 積	たい 堆 積 の 方 法
		m	m <sup>2</sup>	
	遮 へ い の 方 法			
その他	参考となる事項(景観形成上配慮した事項等)			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>当該行為の概要、当該行為の必要性及び配慮した項目のうち、特筆すべきものについて記入してください。</p> </div>			

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「行為着手予定日」欄には、当該行為地において、工事（根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他の基礎工事を除きます。）に着手する日を記入してください。
- 3 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：住宅、マンション、商店、工場、事務所、商業ビル等）、工作物にあつては種類（例：煙突、広告塔、高架水槽、コンクリートプラント等）を記入してください。土地の形質の変更及び屋外における物件の堆積でその他に該当する場合は、その行為を（ ）内に記入してください。
- 4 「届出内容に係る照会先」欄は、届出者以外の者（設計者、施工者等）へ照会を希望する場合に記入してください。
- 5 「備考」欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入してください。
- 6 「行為の設計又は施行方法」の面積欄は、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで、高さ及び長さの欄は、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで記入してください。
- 7 建築物及び工作物の色彩の側面欄は、すべての側面について記入してください。
- 8 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 9 「色彩」欄には、日本色研配色体系（PCCS）のトーン及び色相並びに各壁面に占める割合（%）（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとしてください。）を記入してください。（例：p8 75.2%）無彩色の場合は、白、グレー、黒の別と明度を記入してください。（例：Gy6.5 80.7%）
- トーン及び色相で表現できない場合は、PCCS記号（例：8:Y-9.0-3S）又はマンセル記号（例：5Y 9.0/3.0）を記入してください。
- 工作物については、面を持つ工作物は、建築物と同様に、それぞれの面について記入してください。面を持たな

い場合は、全体の色彩について記入してください。

10 「その他」欄には、参考となる事項（景観形成上配慮した事項等）について、次の例を参考に記入してください。

例1： 周辺の既往の街並みとまとまりのあるものにするため、建物の明度と彩度を低く抑えた。また、工作物は、建物と一体的なデザインとし、煩雑な印象を与えないようにした。

例2： 周囲の屋敷林を持つ集居集落との調和を保つため、既存集落と同様に、団地内の各戸に高木を植栽することとした。

11 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

12 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項についての適合状況及び対応状況を記載した図書並びに景観法施行規則第1条第2項各号又は山形県景観規則第4条第2項各号に掲げる図書等を添付してください。

13 ※印の欄は、記入しないでください。

■ 景観形成基準チェックシート（建築物の建築等及び工作物の建設等）

届出者の氏名		株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○			
行為の場所		○○市○○町○丁目○ー○			
周辺景観の特性		<p>当該行為の概要、当該行為の必要性を記入してください。                  当該行為地の周辺景観の状況を簡潔に記入してください。                  添付写真は周辺景観がわかるように撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為地は、○○市の○側に位置し、周囲には○○公園、○○山があり、景観が優れた地域である。</li> <li>・当該行為地の周囲は、市街化が進んでおり、中層建築物が建ち並んでいる。周囲に携帯電話基地局はない。</li> <li>・当該行為地は、歴史的遺産である○○に近接しており、近隣の建築物も○○の意匠を取り入れたものとなっている。</li> <li>・当該行為地は、国道○○号沿線にあり、商業施設が建ち並んでいる。敷地の背後は、田園となっている。</li> <li>・当該行為地は、低層住宅地の端に位置し、敷地の反対側は農地となっている。近くに携帯電話基地局（ポール型）がある。</li> <li>・当該行為地は、○○公園から○○川への眺望の中間点にあり、周囲は田園となっている。</li> </ul>			
<p>具体的な配慮又は工夫の内容は、単に「○○に配慮した。」「○○と調和させた。」などとはせず、「○○を○○することにより、○○と連続性を意識した。」や「周辺は○○となっているため、○○の○○に留意した計画とした。」など具体的な内容を記入してください。なお、記入した内容は添付書類で確認できるように心がけてください。必要に応じて、補足資料を添付いただいてもかまいません。</p>		<p>(都市計画区域外) (都市計画区域内・○○地域)</p> <p>記入してください。</p>			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	※意見	
1 共通事項	基本事項	行為を行う場合は、県土景観の骨格をなす山河（月山や最上川など）の保全及び調和に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○社と共同設置として、本数を減らし、山河への影響を低減した。</li> <li>・敷地の選定にあたり、山河へ影響が少なくなるように配慮した。 (別添、敷地選定の考え方参照)</li> </ul>	適・否	<p>当該行為地が属する地域の欄に記入してください。無理してすべてに記入する必要はありません。</p>
	周辺景観との調和	地域を特徴づける自然景観を有する地域では、これと調和するよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺が樹林地となっており、工作物の高さを樹木より若干高くなるが、周囲の樹林により、外から見えにくくなる場所に計画した。</li> </ul>	適・否	
		田園地域では、周辺景観から著しく突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園地域の真ん中ではなく、周縁部の既存建築物の隣接地を選定し、著しく突出した印象が少しでも低減できるように計画した。</li> <li>・周辺の景観に影響が少なくなるように道路から奥まった配置とし、周囲には植栽を施すこととした。</li> </ul>	適・否	
		市街地では、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠及び方法等に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から工作物までの距離を離すことにより、高さの影響を極力低減するように計画した。</li> </ul>	適・否	
		歴史的な遺産や街並みを有する地域では、建築物又は工作物が地域全体としてまとまりのある高さ、位置及び形態意匠に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な遺産である○○寺の参道から見えにくい場所を選定し、エリアを小分けにすることにより高さを抑えたものとした。なお、○○寺周辺は電力柱形式のものを採用した。</li> </ul>	適・否	
2 個別事項	(1) 位置	行為を行う場所の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等、地域の良好な景観資源を保全するとともに、道路等の公共空間からの眺望を妨げない位置とするよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路や○○公園から○○山や○○寺などの景観資産への眺望を妨げないように、場所を選定した。</li> <li>・近くに歴史的・文化的遺産はない。</li> <li>・山あてとなっている道路から見えない場所を選定した。</li> </ul>	適・否	<p>必要最低限な規模とする場合は、その規模設定の考え方を示すようお願いいたします。</p>
	規模	地域の景観特性を考慮し、周辺景観に由来の限り影響を与えない規模とするよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最低限な規模となるように計画し、高さを極力抑えた計画とした。 (別添高さの設定方針参照)</li> </ul>	適・否	
	外観	地域の景観特性を考慮し、周辺景観と調和した形態及び意匠に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存鉄塔と同形式の構造形式とし周辺全体で、様々な形式の鉄塔が乱立しないように計画した。 (別添 行為地周辺調査図参照)</li> </ul>	適・否	

眺望景観の保全	<p>都市計画区域外の土地又は都市計画区域内で用途地域の指定のない土地の区域（以下「白地地域等」という。）における建築物及び工作物は、保全対象の眺望景観（別表第2に掲げる眺望景観をいう。以下「保全対象眺望景観」という。）における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。</p> <p>また、建築物及び工作物の高さは、視点と主対象の上端を結ぶ面（以下「眺望面」という。）を超えないようにすること。</p> <p>やむを得ず眺望面を超える場合は、当該建築物及び工作物の位置、形態意匠を保全対象眺望景観全体と調和のとれたものとする。</p>	<p>主対象名 ○○山          視点の位置 緯度 N° °' °"          (※) 経度 E° °' °"          標高 ○○m          主対象～視点間距離 ○○km          主対象～視点標高差 ○○○m          建築物等～視点間距離 ○○m          建築物等の高さ ○m</p> <p>別添、主対象の眺望面と当該建築物の高さの関係を示した図面参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の結果、眺望面を超えない。</li> <li>・検討の結果、眺望面を超えてしまうが、敷地の範囲内で最大限影響がでないような配置とした。また、眺望面を超える部分が小さくなるように工夫した。（別添、詳細理由書のとおり）</li> <li>・眺望面を超える部分の意匠は、周辺の特徴的なまち並みである○○にあわせ、○○とすることにより、保全対象眺望景観全体に溶け込むように工夫した。（別添、詳細理由書のとおり）</li> </ul> <p>※主対象から建築物等へ結んだ線のうち最も眺望へ影響の大きい線を延長して視点となる道路との交点</p>	適・否	<p>眺望面を超える場合は、必ず、事前相談を行うこと。原則、景観審議会へ諮問することになります。</p> <p>この場合、行為の規模、眺望面を超える理由、どういった対応をしているかなど詳細な資料の添付をお願いします。</p>
色彩	<p>建築物等の基調色（ベースカラー。以下「基調色」という。）は、日本色研配色体系で定める高彩度のディープ（濃い）トーン、蛍光色以外の色彩とすること。</p> <p>多色や強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>基調色は、日本色研配色体系で定める高彩度のビビッド（さえた）トーン、ブライト（明るい）トーン、ストロング（強い）トーン以外の色彩とすること。</p> <p>基調色に無彩色を使用する場合は、明度が1.5を超える色彩とすること。</p> <p>ただし、建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りでない。</p> <p>※基調色とは、使用面積が最大の色をいう。</p>	<p>(南面)          基調色 : トーン記号 ○○          その他の色 : トーン記号 ○○          トーン記号 ○○</p> <p>(西面)          基調色 : トーン記号 ○○          その他の色 : トーン記号 ○○          トーン記号 ○○</p> <p>(東面)          基調色 : トーン記号 ○○          その他の色 : トーン記号 ○○          トーン記号 ○○</p> <p>(北面)          基調色 : トーン記号 ○○          その他の色 : トーン記号 ○○          トーン記号 ○○</p> <p>使用する色彩は基準に適合するものとし、色数も抑えたものとした。</p>	適・否	<p>各面ごとに記入してください。日本色研配色体系(PCCS)のトーン記号及び色相を記入してください。</p> <p>トーン記号及び色相で表現できない場合は、PCCS記号(例 8:Y-9.0-3S)又はマンセル記号(例 5Y 9.0/3.0)を記入してください。</p>
	<p>地域の特性又は周辺の建築物及び工作物との連続性を考慮して、周辺景観と調和した色彩とするよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やや半艶消しのメタリックグレーを採用し、周辺の大気にあわせて色が溶け込むように計画した。</li> </ul>	適・否	
その他	<p>敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に桜の古木があったので、それを活かした建築計画とした。</li> <li>・工作物を設置するにあたり、既存の樹木は伐採しない計画とした。</li> </ul>	適・否	
その他	<p>一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内で計画された附属施設と基調色を揃え、全体として一体感をもたせ、煩雑な印象を与えないように工夫した。</li> </ul>	適・否	
	<p>建築物の内部に掲出する広告物が屋外から望みできる場合は、周辺景観と調和するよう掲出場所及び掲出方法に配慮すること。</p>		適・否	

注 ※印の欄は、記入しないでください。





## お問い合わせはこちらへ

<基準・届出制度については>

山形県県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当 TEL 023-630-2581 FAX 023-630-2582

<届出については>

村山総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 023-621-8235	FAX 023-634-9204
最上総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0233-29-1418	FAX 0233-23-1164
置賜総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0238-26-6090	FAX 0238-24-7994
庄内総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0235-66-5642	FAX 0235-66-3898